

公務災害補償

市が行う補償

消防団員が災害現場や訓練中などにおいて負傷等した場合、市の条例に基づき、公務災害等の補償がされます。

療養補償・休業補償・傷病補償・年金障害補償・介護補償・遺族補償・葬祭補償

日本消防協会が行う補償

入団した日から加入する日本消防協会の福祉対策事業では、公務上において、死亡または重度障害を受けた消防団員に対して、弔慰救済金または障害見舞金が給付されるほか、消防団員福祉共済制度から公務、公務外の各事由の内容により、弔慰金または見舞金、援護金が支給されます。

賞じゅつ金など

消防団員が、災害現場等で身の危険を顧みず職務を遂行して障害を受け、そのために死亡し、または重度の障害を負った場合、国から賞じゅつ金が支給される場合があります。市でも国の賞じゅつ金の基準に準じて、条例により本制度を設けています。